

令和2年第3回

小松市議会定例会議案

令和2年(2020年)9月

目 次

| 議案番号 | 議 件 名 | 頁 |
|--------|----------------------------------|----|
| 議案第51号 | 令和2年度小松市一般会計補正予算（第8号）…………… | 1 |
| 議案第52号 | 令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）…… | 7 |
| 議案第53号 | 令和2年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）…………… | 11 |
| 議案第54号 | 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第4号）… | 15 |
| 議案第55号 | 健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例について…………… | 17 |
| 議案第56号 | 小松市いのちを守る防災・減災推進条例について…………… | 19 |
| 議案第57号 | 小松市美術品購入基金条例の一部を改正する条例について…………… | 21 |
| 議案第58号 | 小松市都市デザインについて…………… | 23 |
| 議案第59号 | 南加賀広域圏事務組合理約の変更について…………… | 25 |
| 議案第60号 | 小松加賀環境衛生事務組合の解散について…………… | 29 |
| 議案第61号 | 小松加賀環境衛生事務組合の解散に伴う財産処分について…………… | 31 |
| 議案第62号 | 字の名称の変更について…………… | 33 |
| 議案第63号 | 工事請負契約について…………… | 37 |
| 議案第64号 | 財産の取得について…………… | 39 |
| 議案第65号 | 財産の取得について…………… | 41 |
| 議案第66号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 43 |
| 議案第67号 | 令和元年度小松市歳入歳出決算の認定について…………… | 53 |
| 議案第68号 | 令和元年度小松市公営企業会計決算の認定について…………… | 55 |
| 議案第69号 | 令和元年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について…… | 57 |
| 報告第12号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について…………… | 59 |
| 報告第13号 | 地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について…… | 61 |
| 報告第14号 | 法人の経営状況の報告について…………… | 63 |

令和2年度小松市一般会計補正予算
(第8号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,667,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----|----------|------------|----------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 | 市税 | 16,055,000 | △200,000 | 15,855,000 |
| | 1 市民税 | 7,155,000 | △200,000 | 6,955,000 |
| 16 | 国庫支出金 | 20,708,839 | 773,576 | 21,482,415 |
| | 1 国庫負担金 | 5,156,533 | 7,500 | 5,164,033 |
| | 2 国庫補助金 | 15,489,912 | 766,076 | 16,255,988 |
| 17 | 県支出金 | 3,729,471 | 4,561 | 3,734,032 |
| | 2 県補助金 | 1,094,834 | 4,300 | 1,099,134 |
| | 3 県委託金 | 244,812 | 261 | 245,073 |
| 19 | 寄附金 | 319,661 | 15,666 | 335,327 |
| | 1 寄附金 | 319,661 | 15,666 | 335,327 |
| 20 | 繰入金 | 911,892 | △150,000 | 761,892 |
| | 1 基金繰入金 | 911,892 | △150,000 | 761,892 |
| 21 | 繰越金 | 280,483 | △213,507 | 66,976 |
| | 1 繰越金 | 280,483 | △213,507 | 66,976 |
| 22 | 諸収入 | 744,686 | 57,000 | 801,686 |
| | 4 雑入 | 544,349 | 16,500 | 560,849 |
| | 5 受託事業収入 | 14,340 | 40,500 | 54,840 |
| 23 | 市債 | 4,719,700 | 403,700 | 5,123,400 |
| | 1 市債 | 4,719,700 | 403,700 | 5,123,400 |
| | 歳 入 合 計 | 58,976,350 | 690,996 | 59,667,346 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----|-------------|------------|---------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 | 総務費 | 3,473,755 | 339,000 | 3,812,755 |
| | 1 総務管理費 | 2,757,411 | 34,000 | 2,791,411 |
| | 2 徴税費 | 321,711 | 280,000 | 601,711 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 232,745 | 25,000 | 257,745 |
| 3 | 民生費 | 16,966,982 | 40,384 | 17,007,366 |
| | 1 社会福祉費 | 7,131,872 | 24,384 | 7,156,256 |
| | 3 生活保護費 | 860,777 | 16,000 | 876,777 |
| 4 | 衛生費 | 2,814,842 | 89,100 | 2,903,942 |
| | 1 保健衛生費 | 873,384 | 31,100 | 904,484 |
| | 4 病院費 | 674,880 | 58,000 | 732,880 |
| 6 | 農林水産業費 | 1,878,263 | 19,882 | 1,898,145 |
| | 1 農業費 | 1,604,044 | 17,382 | 1,621,426 |
| | 2 林業費 | 235,147 | 2,500 | 237,647 |
| 7 | 商工費 | 12,492,853 | 33,000 | 12,525,853 |
| | 1 商工費 | 12,492,853 | 33,000 | 12,525,853 |
| 8 | 土木費 | 5,921,522 | 39,000 | 5,960,522 |
| | 4 都市計画費 | 1,444,789 | 39,000 | 1,483,789 |
| 9 | 消防費 | 1,335,921 | 11,000 | 1,346,921 |
| | 1 消防費 | 1,335,921 | 11,000 | 1,346,921 |
| 10 | 教育費 | 7,921,210 | 119,630 | 8,040,840 |
| | 1 教育総務費 | 1,271,330 | 4,230 | 1,275,560 |
| | 2 小学校費 | 1,657,795 | 14,000 | 1,671,795 |
| | 3 中学校費 | 542,746 | 31,000 | 573,746 |
| | 5 社会教育費 | 1,600,593 | 26,900 | 1,627,493 |
| | 6 保健体育費 | 1,137,697 | 35,000 | 1,172,697 |
| | 7 大学費 | 1,171,368 | 8,500 | 1,179,868 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|------|------------|---------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 歳出合計 | 58,976,350 | 690,996 | 59,667,346 |

第2表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------------|-------|--------------------|---|--|
| 放課後児童 クラブ施設 整備費 | 8,200 | 普通貸借 又は 証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 |
| 計 | 8,200 | | | |

(変更)

(単位千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-----------------|-----------|------------|---|--|-----------|------------|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 県営広域基幹 林道整備費 | 3,700 | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 | 6,000 | 普通貸借又は証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。 |
| 耐震性貯水槽 設置費 | 8,200 | | | | 19,400 | | | |
| 減収補填債 | 340,000 | | | | 722,000 | | | |
| 計 | 4,719,700 | | | | 5,115,200 | | | |

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,268,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---------|------------|--------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 | 国庫支出金 | 9,130 | 3,300 | 12,430 |
| | 1 国庫補助金 | 9,130 | 3,300 | 12,430 |
| 6 | 繰越金 | 1 | 8,900 | 8,901 |
| | 1 繰越金 | 1 | 8,900 | 8,901 |
| | 歳 入 合 計 | 10,256,000 | 12,200 | 10,268,200 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---------|------------|--------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 | 総務費 | 142,941 | 3,300 | 146,241 |
| | 1 総務管理費 | 142,781 | 3,300 | 146,081 |
| 4 | 保健事業費 | 212,000 | 8,900 | 220,900 |
| | 2 保健事業費 | 138,500 | 8,900 | 147,400 |
| | 歳 出 合 計 | 10,256,000 | 12,200 | 10,268,200 |

令和2年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第2号）

令和2年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,157,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|-----------|------------|--------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 | 国庫支出金 | 2,224,581 | 192 | 2,224,773 |
| | 2 国庫補助金 | 542,430 | 192 | 542,622 |
| 4 | 支払基金交付金 | 2,616,561 | 18,270 | 2,634,831 |
| | 1 支払基金交付金 | 2,616,561 | 18,270 | 2,634,831 |
| 5 | 県支出金 | 1,457,767 | 1,459 | 1,459,226 |
| | 1 県負担金 | 1,378,701 | 1,363 | 1,380,064 |
| | 2 県補助金 | 79,066 | 96 | 79,162 |
| 7 | 繰入金 | 1,506,373 | 97 | 1,506,470 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,506,373 | 97 | 1,506,470 |
| 8 | 繰越金 | 1 | 7,154 | 7,155 |
| | 1 繰越金 | 1 | 7,154 | 7,155 |
| | 歳 入 合 計 | 10,130,500 | 27,172 | 10,157,672 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|-----------------------|------------|--------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 | 保険給付費 | 9,418,000 | 0 | 9,418,000 |
| | 1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費 | 9,411,000 | 0 | 9,411,000 |
| 3 | 地域支援事業費 | 507,000 | 500 | 507,500 |
| | 2 包括的支援事業費 | 174,800 | 500 | 175,300 |
| 4 | 基金積立金 | 49,902 | △115 | 49,787 |
| | 1 基金積立金 | 49,902 | △115 | 49,787 |
| 6 | 諸支出金 | 2,721 | 26,787 | 29,508 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 2,721 | 26,787 | 29,508 |
| | 歳 出 合 計 | 10,130,500 | 27,172 | 10,157,672 |

議案第54号

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書中「152,334千円」を「152,111千円」に、「3,439千円」を「3,663千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-------------|----------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 1,215,300千円 | 58,000千円 | 1,273,300千円 |
| 第4項 負担金 | 337,990千円 | 58,000千円 | 395,990千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 1,414,500千円 | 58,000千円 | 1,472,500千円 |
| 第1項 建設改良費 | 891,500千円 | 58,000千円 | 949,500千円 |

議案第55号

健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例について

健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例を次のように制定する。

健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例

別冊のとおり

小松市いのちを守る防災・減災推進条
例について

小松市いのちを守る防災・減災推進条例を次のように制定する。

小松市いのちを守る防災・減災推進条例

別冊のとおり

議案第57号

小松市美術品購入基金条例の一部を改正する条例について

小松市美術品購入基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市美術品購入基金条例の一部を改正する条例

小松市美術品購入基金条例（昭和58年小松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 小松には、太古の昔から先人の長い営みの中で培われ、受け継がれてきた優れた美術工芸品があり、小松市の人、暮らし及び文化を豊かにしてきた。その優れた美術工芸品を守るとともにその魅力を発信し、市民の美術振興を図ることを目的として、小松市美術品購入基金（以下「基金」という。）を設置する。

第6条中「、小松市立博物館の美術品の購入」を「、小松市内の施設に展示するための美術品の制作又は購入」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議案第58号

小松市都市デザインについて

小松市議会の議決すべき事件を定める条例（昭和54年小松市条例第33号）第3項の規定により，平成27年第4回小松市議会定例会において議決された議決第95号「小松市都市デザインについて」を次のように改める。

小松市都市デザイン

別冊のとおり

議案第59号

南加賀広域圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南加賀広域圏事務組合の共同処理する事務を変更し、組合規約を次のとおり変更する。

南加賀広域圏事務組合規約の一部を変更する規約

南加賀広域圏事務組合規約（昭和53年南加賀広域圏事務組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。

| 共同処理する事務 | 市 町 |
|---|-----------------|
| 1 広域圏計画の策定及び事業実施の連絡調整に関する事務 | 小松市，加賀市，能美市，川北町 |
| 2 卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく地方卸売市場施設の設置及びその管理運営に関する事務 | 小松市，加賀市，能美市，川北町 |
| 3 休日夜間急患センターの設置及びその管理運営に関する事務 | 小松市，加賀市，能美市，川北町 |
| 4 獣肉処理加工施設の管理運営に関する事務 | 小松市，加賀市，能美市，川北町 |
| 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくし尿処理施設の設置及びその管理運営に関する事務 | 小松市，加賀市 |
| 6 墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく広域共同斎場の設置及びその管理運営に関する事務 | 小松市，加賀市 |

第5条第1項中「13人」を「17人」に、「5人」を「7人」に、「4人」を

「6人」に改める。

第17条中「，第15条第2項」を「，第16条第2項」に改め，同条を第18条とする。

第16条中「第14条」を「第15条」に改め，同条を第17条とする。

第15条を第16条とし，第8条から第14条までを1条ずつ繰り下げ，第7条の次に次の1条を加える。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち，関係市町の一部に係るものの事件については，当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

| 区分 関係市町 | 事務費 | 市場建設費及び市場管理運営費 | 休日夜間急患センター事務局費 | 休日夜間急患センター管理運営費 | 獣肉処理加工施設管理運営費 | し尿処理施設管理運営費 | 広域共同斎場管理運営費 |
|------------|------------|----------------|----------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|
| 小松市 | 管理者が別に定める。 | 84.0% | 人口割 | 利用者割 | 搬入頭数割 | 投入量割 | 利用者割 |
| 加賀市 | | 13.1% | | | | | |
| 能美市 | | 2.8% | | | | | |
| 川北町 | | 0.1% | | | | | |

備考

- 1 事務費は，一般組合事務費とする。
- 2 人口割は，官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町の人口の割合とする。
- 3 休日夜間急患センター管理運営費における利用者割は，前々年11月1日から前年10月31日までの当該市町の延患者数の割合とする。
- 4 搬入頭数割は，前々年11月1日から前年10月31日までの当該市町の延搬

入頭数の割合とする。ただし、実績がでるまでの間は、別に定める。

5 投入量割は、前々年11月1日から前年10月31日までの関係市の総投入量の割合とする。

6 広域共同斎場管理運営費における利用者割は、前々年11月1日から前年10月31日までの関係市の斎場利用実績の割合とする。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

2 組合は、令和3年3月31日をもって解散する小松加賀環境衛生事務組合の事務及び財産を承継する。

議案第60号

小松加賀環境衛生事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により，令和3年3月31日限り，小松加賀環境衛生事務組合を解散するものとする。

議案第61号

小松加賀環境衛生事務組合の解散に伴 う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により，令和3年3月31日をもって小松加賀環境衛生事務組合を解散することに伴い，同組合のすべての財産を南加賀広域圏事務組合に帰属させるものとする。

議案第62号

字の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の名称を変更するものとする。

字の名称を変更する区域

| 変更後の町 及び字 | | 左の区域に変更される従前の区域 | | |
|--------------|---|-----------------|---|---|
| 町 | 字 | 町 | 字 | 地番 |
| 野田町 | 北 | 野田町 | 己 | 1, 2, 3の1, 3の2, 4の1, 4の2, 5の1, 5の2, 6～9, 10の1, 10の2, 11の1, 12の1, 13～21, 22の1, 23の1, 24の1, 25～33, 34の1, 34の2, 35の1, 35の2, 36の1, 37～47, 48の1, 50の1, 51～62, 63の1, 64の1, 65の1 |
| | | | 庚 | 1の1, 2の1, 3の1, 4の1, 5の1, 6の1, 7の1, 8の1, 9の1, 10の1, 11の1, 12の1, 13の1, 13の3, 14, 15, 16の1, 17の1, 18の1, 19～21, 22の1, 22の2, 23～33, 34の1, 35の1, 36の1, 37～51, 52の1, 53の1, 54の1, 55の1, 57～64, 65の1, |

| | | | | |
|--|---|-----|--|---|
| | | | 66の1, 67の1, 68の1, 69の1, 69の2 | |
| | | 辛 | 1の2, 2の1, 2の2, 3~8, 9の1, 10の1, 11の1, 12の1, 17~19, 21の1, 22の1, 23の1, 24の1, 24の2, 25の1, 25の2, 26の1, 26の2, 27の1~27の3, 28の1, 28の2, 29の1, 31の1, 31の3, 32の1, 33~37, 38の1, 38の2, 39の1, 40~42, 43の1, 43の2, 44の1, 45の1, 46の1, 47の1, 48の1, 48の2, 49の1, 49の2, 50の1, 50の2, 51の1, 51の2, 52の1, 52の2, 53の1, 53の2, 54の1, 54の2, 55の1, 55の2, 56の1, 56の2, 57の1, 57の2, 58の1, 58の2, 59の1, 59の3, 60の1 | |
| | 南 | 野田町 | 甲 | 1の1, 2~9, 10の1~10の4, 11の1, 12~18, 19の1の1, 19の1の2, 19の2, 20の1, 21~27, 28の1, 29, 30の1, 30の2, 31の1, 31の2, 32, 33, 34の1, 35~37, 40~44, 45の1, 45の2, 46, 47, 48の1, 49の1, 50の1, 51の1, 62の1, 63の1, 64の1, 65の1 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | 乙 | 1～9, 10の1, 10の2, 11～17, 23～37, 43～55, 56の1, 57～71, 72の1, 73～85 |
| | | 丙 | 1～11, 12の1, 12の2, 13～23, 24の1, 25の1, 26～40, 41の1, 42の1, 43～61, 62の1, 63の1, 64～70, 71の1, 71の2, 72の1, 73の1, 74の1, 75の1, 76の1, 77の1, 79の1, 80の1, 81の1, 82の1, 83の1, 84の1, 85の1, 86の1, 87の1, 88の1, 89の1, 90の1, 91の1, 91の2, 92の1, 93の1, 94の1, 95の1, 96の1, 97の1, 98の1, 99の1, 104の1, 105の1, 106の1, 107の1, 108の1, 112～130 |
| | | 戊 | 3～6, 9～14, 15の1, 15の2, 16, 17の3, 18の2, 19～31, 36の3, 44～48, 49の1, 49の2, 50の1～50の4, 51の1, 51の2, 52, 53, 54の1, 55の1, 56の1, 57の1, 58の1, 59の1, 60の1, 60の2, 61の1, 61の2, 62の1, 63の1, 64の1, 65の1, 66の1, 67の1, 68の1, 69の1, 70の1, 71の1 |

区域内に介在する道路, 水路等の公有地の全部を含む。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 旧西尾小学校跡地活用事業整備工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金339,130,000円
- 4 契約の相手方 トーケン・丸西組特定建設工事共同企業体
代表者 小松市浮城町76番地1
株式会社トーケン 小松本社
小松本社長 北川 賢一
構成員 小松市白江町ト121番地1
株式会社丸西組
代表取締役社長 西 功太郎

議案第64号

財産の取得について

小松市立小中学校におけるG I G Aスクールの実現に向けた情報端末整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 小中学校情報教育用機器一式 |
| 2 | 取得する価格 | 金608,894,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 小松市上八里町ニ25番地 株式会社NTTデータNJK 事業部 北陸営業所 所長 吉田 圭剛 |

議案第65号

財産の取得について

小松市立高等学校におけるG I G Aスクールの実現に向けた情報端末整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 高等学校情報教育用機器一式 |
| 2 | 取得する価格 | 金32,910,460円 |
| 3 | 契約の相手方 | 小松市平面町カ125番地1 株式会社丸菱 小松営業所 所長 但馬 和明 |

議案第66号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決第11号 令和2年度小松市一般会計補正予算（第7号）

専決第12号 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算
（第3号）

専決第11号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年7月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

令和2年度小松市一般会計補正予算（第7号）

令和 2 年度小松市一般会計補正予算 (第 7 号)

令和 2 年度小松市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 462,950 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,976,350 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|---------|------------|---------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 16 | 国庫支出金 | 20,295,889 | 412,950 | 20,708,839 |
| | 2 国庫補助金 | 15,076,962 | 412,950 | 15,489,912 |
| 22 | 諸収入 | 694,686 | 50,000 | 744,686 |
| | 4 雑入 | 494,349 | 50,000 | 544,349 |
| | 歳 入 合 計 | 58,513,400 | 462,950 | 58,976,350 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----|---------|------------|---------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 | 総務費 | 3,444,155 | 29,600 | 3,473,755 |
| | 1 総務管理費 | 2,735,811 | 21,600 | 2,757,411 |
| | 4 選挙費 | 69,071 | 8,000 | 77,071 |
| 3 | 民生費 | 16,949,732 | 17,250 | 16,966,982 |
| | 2 児童福祉費 | 8,957,083 | 17,250 | 8,974,333 |
| 4 | 衛生費 | 2,782,642 | 32,200 | 2,814,842 |
| | 1 保健衛生費 | 866,184 | 7,200 | 873,384 |
| | 4 病院費 | 649,880 | 25,000 | 674,880 |
| 7 | 商工費 | 12,357,853 | 135,000 | 12,492,853 |
| | 1 商工費 | 12,357,853 | 135,000 | 12,492,853 |
| 9 | 消防費 | 1,325,921 | 10,000 | 1,335,921 |
| | 1 消防費 | 1,325,921 | 10,000 | 1,335,921 |
| 10 | 教育費 | 7,682,310 | 238,900 | 7,921,210 |
| | 1 教育総務費 | 1,088,330 | 183,000 | 1,271,330 |
| | 2 小学校費 | 1,626,495 | 31,300 | 1,657,795 |
| | 3 中学校費 | 530,646 | 12,100 | 542,746 |
| | 4 高等学校費 | 538,081 | 1,600 | 539,681 |
| | 5 社会教育費 | 1,589,693 | 10,900 | 1,600,593 |
| | 歳 出 合 計 | 58,513,400 | 462,950 | 58,976,350 |

専決第12号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年7月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|------------|-------------|----------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 8,622,700千円 | 10,000千円 | 8,632,700千円 |
| 第2項 医業外収益 | 689,780千円 | 10,000千円 | 699,780千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 8,600,500千円 | 10,000千円 | 8,610,500千円 |
| 第1項 医業費用 | 8,521,462千円 | 10,000千円 | 8,531,462千円 |

第3条 予算第4条本文括弧書中「27,877千円」を「43,426千円」に「183,043千円」を「152,334千円」に、「3,356千円」を「3,439千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-------------|----------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 1,200,300千円 | 15,000千円 | 1,215,300千円 |
| 第4項 負担金 | 322,990千円 | 15,000千円 | 337,990千円 |

| | 支 出 | | |
|-----------|-------------|----------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 1,399,500千円 | 15,000千円 | 1,414,500千円 |
| 第1項 建設改良費 | 876,500千円 | 15,000千円 | 891,500千円 |

議案第67号

令和元年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年度小松市一般会計歳入歳出決算

令和元年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和元年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和元年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

令和元年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

令和元年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第68号

令和元年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年度小松市水道事業会計決算

令和元年度小松市下水道事業会計決算

令和元年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第69号

令和元年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和元年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

1,422,145,840円

| | |
|--|--------------|
| 当年度純利益 | 417,527,029円 |
| 前年度繰越利益剰余金 | 34,618,811円 |
| 積立金の取崩し | 970,000,000円 |
| (減債積立金 10,000,000円, 建設改良積立金 300,000,000円, 震災対策積立金 660,000,000円) | |

2 未処分利益剰余金の処分

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 減債積立金への積立て | 10,000,000円 |
| (2) 建設改良積立金への積立て | 150,000,000円 |
| (3) 震災対策積立金への積立て | 260,000,000円 |
| (4) 資本金への組入れ | 970,000,000円 |

3 翌年度繰越利益剰余金の額

32,145,840円

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により，令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は，実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

| | |
|----------|--------|
| 実質赤字比率 | －％ |
| 連結実質赤字比率 | －％ |
| 実質公債費比率 | 14.3％ |
| 将来負担比率 | 142.2％ |

2 資金不足比率

（「－％」は，資金の不足額がないことを示す。）

| | |
|------------------|----|
| 小松市産業団地事業特別会計 | －％ |
| 小松市水道事業会計 | －％ |
| 小松市下水道事業会計 | －％ |
| 国民健康保険小松市民病院事業会計 | －％ |

報告第13号

地方独立行政法人の業務実績に関する 評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 令和元年度 業務実績の評価

別冊のとおり

報告第14号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 令和元年度 経営状況の報告

別冊のとおり